

つちはし事務所通信

2
February
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025年2月1日

公布済み
施行前の改正

自己都合退職者の給付制限の短縮や雇用保険制度の改正について

改正雇用保険法が、公布日から数段階に分けて施行されます。今後、雇用保険関連でどのようなことが変わっていくのか、概要を確認しておきましょう。

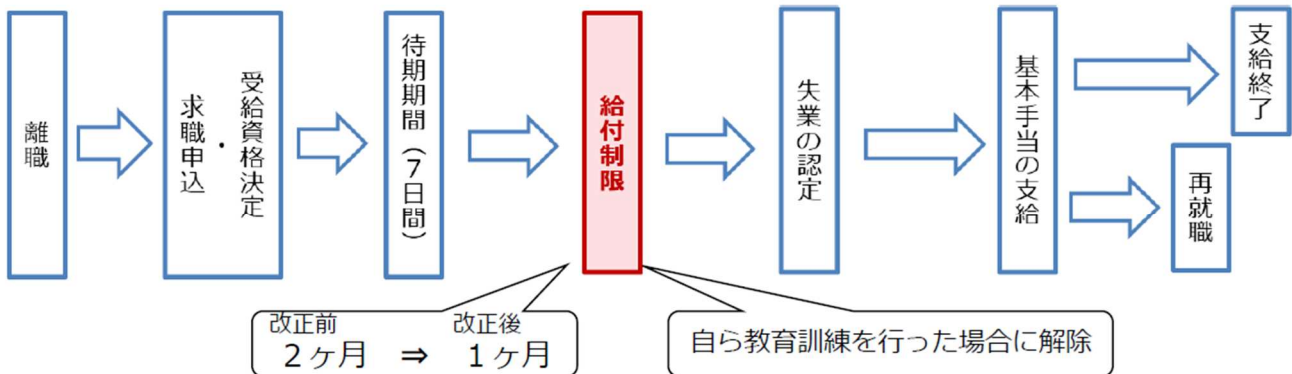
.....雇用保険法の主に改正点について.....

1. 自己都合退職者の給付制限の短縮（原則2ヶ月→1ヶ月）と制限解除（教育訓練）

【令和7年4月1日施行】

自己都合退職者は、現在、給付制限が2ヶ月ありますが、令和7年4月から、給付制限が1ヶ月に短縮されます。（ただし5年間で3回以上の自己都合退職の場合には給付制限3ヶ月）。さらに、離職期間中や離職日前1年以内に、教育訓練給付の対象講座を受けている場合には、給付制限が解除されます。

○基本手当の受給手続の流れ（自己都合離職者）



【施行に向けた主な省令事項】

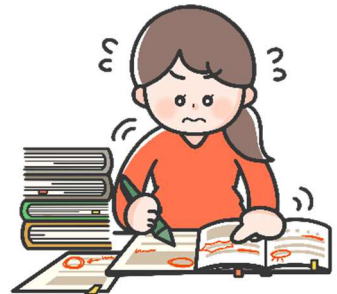
○ 給付制限を解除することになる教育訓練について、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練等とする。

1. 雇用保険制度の見直し【令和7年4月1日施行】

- ①「出生後休業給付」（令和6年10月号）・「育児時短就業給付」の創設（令和7年1月号）
- ②教育訓練支援給付金の給付率の引き下げ（基本手当の80%→60%）の実施
- ③就業促進手当の所要の見直し等の実施（就業手当の廃止及び就業促進定着手給付上限の引下げ）
- ④高年齢雇用継続給付の給付率引下げ（15%→10%）（令和7年1月号）

2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実

- ① 教育訓練給付金について、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる（※）。【令和6年10月1日施行】
※教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する（省令）。
- ② 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金〔教育訓練休暇給付金〕を創設する。【令和7年10月1日施行】



★給付制限期間が短縮されることにより、今後転職者が増えることが予想されます。経営戦略や業務を見直して、人が定着する職場づくりをしていくことが求められます。また教育訓練やり・スキリング支援を充実させた改正になっています。ご質問等があれば、お声掛けください。

決定済み
施行待ちの改正

くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます(厚労省)

次世代育成支援対策推進法に基づく省令及び指針が公布され、厚生労働大臣による認定制度(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん)について、認定基準の見直しが図られました(令和7年4月1日施行)。

.....認定基準の見直し/厚生労働省のリーフレットより.....

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<共通>

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(認定基準6)

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し(認定基準8)

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備	→ ①男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備
---	--

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準<認定種類別>

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5)

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し(くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7)

雇用する全てのフルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外 労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満	
	くるみん	45時間未満 →	30時間未満(全てのフルタイム労働者)又は 45時間未満(25~39歳のフルタイム労働者)
	プラチナくるみん		

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し(プラチナくるみん認定基準10)

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組 → 労働者を対象とした取組
----------	-----------------------------

★これらの認定を受けると、認定マークを受けることができ、それを名刺やホームページに表示することで「子育てサポート企業」としてアピールことができます。改正前の認定を受けている場合、当該マークを表示し続けることは可能ですが、認定当時のマーク(旧基準のマーク)となるため、新たな基準を満たす取組を行い、新基準の認定を取得していただくことが望ましいとされています(新基準で認定された場合のマークには「2025年度基準」(新基準適用年度)が明記されます)。興味や疑問等があれば、お声掛けください。



あとがき◆つちはし事務所より

★今まで事務所通信でも何度かお伝えしていますが、**令和7年の4月と10月に改正・育児介護休業法が施行されます**。そのため、育児・介護休業規程の改正が必要となっています。この改定についてのご案内を、今月の事務所通信と合わせてお送りしますので、育児・介護休業規程改正のお申込みをお願いいたします。なお、作業は厚生労働省の詳細なモデル規程やQAなどが出そろうタイミングを計って行う予定ですが、それらが出そろうのは年度末前後と予想されます。そのため、当事務所の作業も年度末前後となりますので、その旨ご了承ください。

★その育児介護休業法の改正も影響していますが、4月からの雇用保険の改正にも注意が必要です。例えば、今までなかった「出生後休業給付」や「育児時短就業給付」という制度が創設されます。働く人に影響が大きいのは、自己都合退職者の給付制限が1か月に短縮されることかもしれません。さらに、国をあげてDXやAIなど新しい技術への対応が求められている流れを受けて、教育訓練やり・スキリングへの給付が手厚くなっています。

★その流れは助成金の予算配分にも見て取れますが、具体的な助成金情報が出るのは年度末となりますので、少々お待ちください。それにしても、4月施行の制度の詳細が出るのが3月末となるのはいかがなものか。AIの力で行政のスピードアップもお願いしたいものです。

